

### 損害賠償を請求され…

仕事中に会社の機械を壊してしまい、修理費を請求されているが全額は払えない。

### 突然の解雇でどうしよう…

会社に解雇理由の説明を求めたが納得がいかない。これからの生活もあるのに…

### 従業員に拒否されて…

従業員に配置転換を命じたが応じてくれない。話し合ったが理由もなく拒否されている

### 急な転勤命令を出されて…

家族の都合で応じられないと話しても聞いてもらえない

### 解雇予告手当の請求で…

自主退社したと思っていた従業員から「解雇だから予告手当を請求したい」と言われ話し合ったが解決していない

こんな時は…事務局にご連絡ください

- あっせんは、**法的拘束力のない任意参加の制度**です。  
労使双方の「歩み寄り」によって紛争の解決を図る制度です。
- 佐賀県労働委員会のおっせんをご利用できるのは下記の方です。
  - 県内の事業所に勤務している労働者（または勤務していた労働者）
  - 県内の事業所の事業主
- 紛争の原因となった行為があった日から**6ヶ月を経過した紛争**については原則、**あっせんは行われません**。
- 次のような紛争はあっせんの対象になりません。
  - 労働条件その他労働関係に関する事項以外の紛争
  - 裁判において判決が確定した紛争、または係争中の紛争
  - 労働局長の助言、指導、勧告が行われている紛争または労働局にあっせん申請中、または成立した紛争
  - 労働基準監督署による指導が行われた紛争、または行われている紛争

## 佐賀県労働委員会事務局

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号（県庁南館3階）

TEL 0952-25-7242（FAX 0952-25-7324）

労働委員会は労働者や労働者の団体（労働組合など）と使用者（事業主）との間のトラブルについて、公正・中立な立場から解決の支援を行います。

職場のトラブル、私たちにまかせて！

# 『佐賀県労働委員会』

が解決のお手伝いをします

個別労働関係紛争あっせん制度のお知らせ



話し合いでも解決できない紛争状態のとき  
『個別労働関係紛争あっせん制度』のご利用を！！

## ■個別労働関係紛争とは

労働者個人と使用者（会社や団体等の事業主）との間に生じた、労働条件その他労働関係に関する紛争（例：解雇、セクハラ・パワハラ、転勤命令など）のことです。

## ■あっせんとは

労働者と使用者との間にあっせん員が入り、双方の話を聞いて、労使双方が互いに和解できるようにお手伝いをすることです。

■話し合い によって問題解決を図る任意の制度で裁判のように法的に判断し、命令する制度ではありません。



三者の委員が解決のお手伝い！！

あっせん員は、労働委員会の委員の中から、公益・労働者・使用者を代表する委員各1名（計3名）が選ばれ、あっせんを行います。

## そもそも『労働委員会』って??

労働問題について専門知識や経験を持つ、公益・労働者・使用者という3つの立場を代表する委員から構成され、労使紛争の解決を支援する専門機関です。



## よくある質問

?Q? どんな事例が解決されていますか?

解雇や雇い止め、退職金についての紛争解決の事例が多いですが、職場環境の改善を求めて解決した事例もあります。

?Q? 誰でも利用できますか? また、費用はかかりますか?

県内の事業所に勤務する労働者（正社員・パート等）や事業主の方なら誰でも無料で相談・利用ができます。

?Q? 解決までの期間はどれくらいですか?

申請書の提出から約30日で、ほとんど1回のあっせんで終了しています。

?Q? 他人に知られたくないのですが

秘密厳守しますのでご安心ください。



手続きは「無料」、「迅速」、「簡単」です！！

## STEP 1

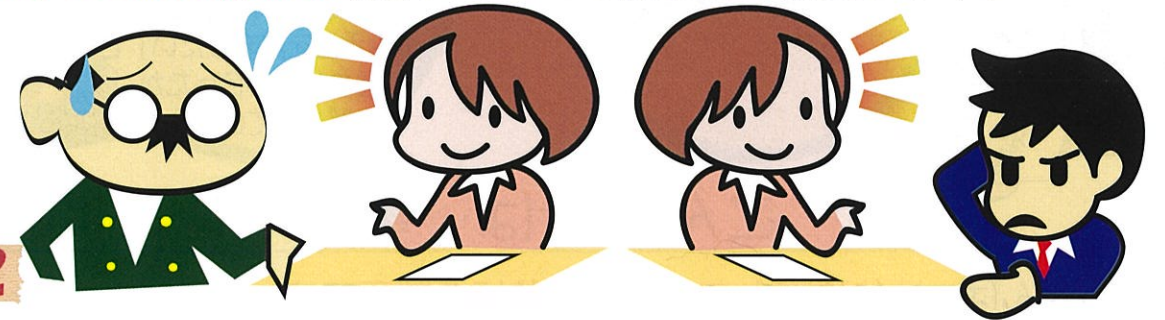
労働委員会事務局に申請書を提出し、職員に事情をお話し下さい。

申請書の書き方が分からない場合は事務局職員が丁寧にご説明します。

事務局職員が内容確認のため、相手方にお話を聞きます。

申請書の写しを相手方にも交付します。

相手方があっせんに応じる場合、あっせん開催日を調整します。



## STEP 2

あっせん開催日にあっせんにご参加下さい。

開催日は事務局からお知らせします。

あっせんは非公開で行われ、所要時間は3時間程度です。

## STEP 3

あっせん員に対し、ご自分の考え等を伝えて下さい。

あっせん員には労使双方の事情を事務局職員が事前に説明しています。あっせん員が双方から別々に考えをお聴きし、双方の意見を取り持ちます。解決内容を記した「あっせん案（合意文書案）」を提示することもあります。

労働者と使用者が同席しないであっせんを行いますので、相手方と顔を合わせることはありません。



## STEP 4

両当事者が合意できれば解決です。

合意はできないがもう少し考えたい等、解決の見込みがあればあっせんは継続となり、次の開催日が決定されます。

まったく合意ができない場合は、手続きは終了（あっせんの打ち切り）となります。